

一般社団法人 日本航空宇宙学会 事務局勤務時間の運用に関する内規

制定 平成 23 年 2 月 10 日
施行 平成 23 年 3 月 1 日
改正 平成 24 年 7 月 13 日
改正 平成 29 年 3 月 10 日

(目的)

第 1 条 本内規は「日本航空宇宙学会事務局に関する内規」（以下、事務局に関する内規）を補足する目的で制定する。

(休憩時間)

第 2 条 事務局に関する内規第 8 条に定める午前 9 時 30 分から午後 6 時までの勤務時間のうち、7 時間 45 分を労働時間、45 分間を休憩時間とする。

(勤務時間の記録)

第 3 条 事務局長は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(割増賃金)

第 4 条 残業・休日労働・深夜労働の割増賃金は以下のとおりとする。

- 法定内残業には、25%の割増賃金を支給する。
- 法定労働時間を超える残業には、25%の割増賃金を支給する。
- 法定休日労働には、35%の割増賃金を支給する。
- 午後 10 時から午前 5 時までの時間外労働には、50%の割増賃金を支給する。

(フレックスタイム制)

第 5 条 事務局長を除き、フレックスタイム制を労働基準法第 32 条の 3 の規定に基づき採用する。運用に関しては、別途労使協定を締結し実施する。

附則

- 本規定の改正は事務局員との合意の後、理事会において行う。
- 本規定は平成 23 年 3 月 1 日より施行する。
- この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成 24 年 7 月 13 日）から施行する。
- この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成 29 年 3 月 10 日）から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の規定は、平成 29 年 2 月支給分から適用する。